予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款:総務費 項:徵税費 目:賦課徵収費

事業名 県税徴収確保特別対策事業費(任意)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

総務部 税務課 徴収指導係 電話番号:058-272-1111(内 2199)

E-mail: c11110@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

3,325 千円(前年度予算額: 3,442 千円)

<財源内訳>

| | | | | 財 | 源 | 内 | 訴 | } | | |
|-----|-------|-----|-----|-----|----|-----|-------|----|---|-------|
| 区分 | 事業費 | 国庫 | 分担金 | 使用料 | 財産 | 寄附金 | スの供 | 県(| 責 | — 般 |
| | | 支出金 | 負担金 | 手数料 | 収入 | 可别本 | その他 | | | 財源 |
| 前年度 | 3,442 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,168 | | 0 | 1,274 |
| 要求額 | 3,325 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,168 | | 0 | 1,157 |
| 決定額 | 3,325 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,168 | | 0 | 1,157 |

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

- ・県税収入未済額のなかでも大きな比率を占める個人県民税の徴収確保を図るため、平成 17 年 11 月から県税務課に「個人住民税特別整理担当」を設置。
- ・平成 25 年度までの 9 年間で県内 37 市町村から個人住民税の徴収困難案件と市町村職員を引受け、県による個人住民税の直接徴収を行っている。
- ・平成 26 年度からは、個人住民税特別整理担当を廃止し、 5 県税事務所すべてにおいて県による直接徴収を実施している。
- ・直接徴収による効果は令和元年度末現在で約 67 億。また、県職員と市町村職員が共に徴収に取り組むことで、県と市町村または市町村間の連携強化が図られるとともに、市町村職員は、差押、捜索などの様々な徴収のノウハウを、市町村復帰後、他の職員に伝達することで、市町村全体の徴税能力向上の一助となっている。

- ・県税事務所において、管内市町村と共同で不動産を中心に合同公売を実施。
- ・インターネット公売を導入し、幅広く買受人を募ることができるようになったことから、より多くの差押財産をより高価に換価することができるようになった。また、本事業は滞納者へのアナウンス効果もあり、今後も事業の継続実施が必要。

[これまでの実績]

不動産公売出品件数 延べ 45 件

不動産公売換価収入 約 11,972 万円

インターネット公売回数 延べ 977 件(R2.9 公売分まで)

インターネット公売換価収入 約9,988万円(R2.9公売分まで)

(2)事業内容

地方税法第48条の規定による個人住民税の直接徴収事業

個人住民税の徴収困難事案を市町村から引受け、県税事務所職員と市町村職員(派遣職員)が、差押えを中心とした滞納整理を実施。

差押財産公売促進事業

各県税事務所において管内市町村と共同で不動産等の合同公売を実施。 また、年間公売実施計画に基づき、インターネット公売を中心に差押財産を 集中的に換価し、税収確保を図る。

- (3)県負担・補助率の考え方 県税収入確保のため県負担
- (4)類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-------|------------------------|
| 旅費 | 400 | 滞納処分(差押え)等の出張旅費 |
| 需用費 | 658 | 金融機関預貯金調査手数料、公用車の燃料代等 |
| 役務費 | 1,547 | 電話等通信費、差押財産の保管や鑑定に係る費用 |
| 使用料 | 720 | インターネット公売システムの利用に関する費用 |
| 合計 | 3,325 | |

決定額の考え方

事業評価調書

新規要求事業继続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

市町村から個人住民税の徴収困難案件を引受け、県と市町村の職員が共に徴収困難案件を解決することにより、個人県民税の税収確保を図る。また、市町村職員が県職員と共に徴収事務に携わることで、徴収のノウハウを学び、派遣職員の所属する市町村全体の徴税能力の向上を図る。不動産合同公売やインターネット公売を実施し、差押えた財産を売却、換価することで税収確保を図る。

また、公売の実施により、県が差押えた財産を公売するという強い姿勢を 納税者に広く示し、納税者の納税意識を高める。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| | | • | | | | |
|----------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 指標名 | 事業開始前 | 指標の |)推移 | 現在値 | 目 標 | 達成率 |
| 個人県民税徴収率 | 91.2 | 92.5 | 92.9 | 96.1 | 97.0 | 99.1 |
| (単位:%) | (H16) | (H21) | (H24) | (R1) | (R3) | |
| 自動車税徴収率 | 94.4 | 96.3 | 97.3 | 98.7 | 98.8 | 99.9 |
| (単位:%) | (H16) | (H21) | (H24) | (R1) | (R3) | |

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
- ・市町職員の受入人数等 市町数: 20市町、受入職員数:20人
- ・インターネット公売

公売オークションシステム提供法人が定める年間スケジュール全 8 回のうち 6 回に出品。

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
- ・令和元年度の直接徴収による徴収効果は約3億7千4百万円。
- ・インターネット公売は、公売ネットオークションシステム提供法人が定める年間スケジュール 8 回のうち 6 回に出品し、約 17.5 万円の徴収効果を上げている。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

:必要性が高い :必要性が低い

(評価)

- ・平成 19 年の税源移譲後、市町村が個人の市町村民税に併せて徴 収する個人県民税は県税収入未済額の大きな比率を占めてお り、県税全体の税収確保にとっても重要。
- ・県で実際に引き受けた案件の直接徴収による効果のほかに、県 職員と市町村職員が共に徴収に取り組むことで、県と市町村間 の連携強化が図られ、また市町村職員は、差押えや捜索などの 徴収のノウハウを、市町村に復帰後、他の職員に伝達すること で、市町村全体の徴税能力向上を図ることが出来ている。市町 村の徴税能力向上は、個人県民税の税収確保に寄与することに なる。
- ・インターネット公売の導入により、幅広く買受人を募ることが できるようになったことから、差押財産をより高価に換価する ことができるようになった。また、滞納者へのアナウンス効果 もあり、滞納額縮減が期待される。
- ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

:まだ期待どおりの成果が得られていない

- (評価) ・個人県民税、自動車税ともに徴収率は上昇している。
 - ・県に派遣され、研修を終えた職員が市町村に戻った後、徴収実 務の中核を担い、市町村単独で捜索や公売を実施する等の事業 効果も現れている。
 - ・インターネット公売に付すことで、見積価格より高価に売却、 換価できており、事業効果が現れている。
- ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

:効率化は図られている :向上の余地がある

(評価)

- ・事業開始当初は、県庁税務課のみで市町の職員を受け入れてい たが、平成 26 年度より税務課の個人住民税特別整理担当を廃止 し、各県税事務所において管内市町村から職員を受け入れ、県 による個人住民税の直接徴収を行っている。
- ・インターネット公売の導入により、会場を設置して公売を実施 する必要がなく、少人数で公売を実施することができ、人件費 等の節減につながっている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 県税収入未済額の大きな割合を占める個人県民税の徴収確保を図るため、 県による直接徴収の強化、市町村の徴税能力向上が課題である。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

引き続き実施し、県内市町村職員の派遣を通じて、市町村職員の徴収ノウハウを向上させ、県と市町村が一体となって個人住民税の収入未済額縮減に取り組む。

また、差し押えた財産を適正に公売(換価)することにより、滞納額が完納になる事案もあることから、今後も引き続き実施し、税収確保を図る。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| 組み合わせ予定のイベント又 | |
|---------------|--|
| は事業名及び所管課 | |
| 組み合わせて実施する理由や | |
| 期待する効果 など | |

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款:総務費 項:徵税費 目:賦課徵収費

事業名 不正軽油特別対策事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

総務部 税務課 不動産·軽油税係 電話番号:058-272-1111(内 2200)

E-mail: c11110@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 5,639 千円(前年度予算額:6,092 千円)

<財源内訳>

| | | | | 財 | 源 | 内 | 訴 | Į | | | |
|-----|-------|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|---|----|-----|
| 区分 | 事業費 | 国庫 | 分担金 | 使用料 | 財産 | 寄附金 | スの供 | 県 債 | | _ | 般 |
| | | 支出金 | 負担金 | 手数料 | 収入 | 可削並 | その他 | 県債 | | 財 | 源 |
| 前年度 | 6,092 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | (|) | 6, | 092 |
| 要求額 | 5,639 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | (|) | 5, | 639 |
| 決定額 | 5,639 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | (|) | 5, | 639 |

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

軽油引取税の適正課税のため、不正軽油の流通を阻止すべく、引続き取締り を強化していく。

これまでの調査強化の結果、組織が整備された平成 15 年度以降、調査を含めた更正・決定等の額が年平均で 28,778 千円となっている。また、平成 24 年 8 月には、不正軽油に係る地方税法違反事件(製造承認義務違反及び脱税)について、岐阜地方検察庁に告発を行った。

しかしながら、不正軽油の流通は後を絶たず、今後とも調査を強化し、悪質な事案に対しては告発を含めた断固たる態度で臨んでいく。

(2)事業内容

・試料油分析業務委託 2,355 千円

各種抜取調査により採取した試料(燃料油)は、県税事務所において簡易分析 を行い、さらに詳細な分析が必要な試料については外部機関へ分析を委託する。

- ・不正軽油監視追跡調査 3,284 千円 不正軽油の調査においては、全容解明のため、油の流通を確認することが不可欠であり、関係施設の稼働状況の監視などを行う。
- (3)県負担・補助率の考え方 軽油引取税(県税)の適正課税のため、県が負担。
- (4)類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-------|------------------------------|
| 旅費 | 493 | 調査に係る旅費 |
| 需用費 | 2,302 | クマリン検出用試薬、車両の燃料、分析機器等の修繕 その他 |
| 役務費 | 60 | 各種照会用切手 |
| 委託料 | 2,261 | 試料油分析、廃油処理費 |
| その他 | 523 | 監視機材の確保、高速道路使用 その他 |
| 合計 | 5,639 | |

| 合計 | 5,639 | |
|------|-------|--|
| | | |
| 決定額の | 考え方 | |
| | | |

事業評価調書

新規要求事業継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

不正軽油は脱税にとどまらず、大気汚染やスラッジ(汚泥)などの不適正 処理による環境問題をはじめ、一般住民の脅威となっている。

岐阜県では、警察など関係機関・団体と連携をとりつつ、徹底した取締り を進め、不正軽油の撲滅を目指している。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前 | 指標の | 推移 | 現在値 | 目 | 標 | 達成率 |
|-----|-------|-----|-----|-----|-----|---|-----|
| | | | | | | | % |
| | (H) | (H) | (H) | (H) | (H |) | |
| | | | | | | | % |
| | (H) | (H) | (H) | (H) | (H |) | |

指標を設定することができない場合の理由

不正軽油の取締りは達成率であらわすことに適さないため、指標を設定できないが、継続的な取締りを続けている。

(前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)

岐阜県不正軽油撲滅対策会議を構成している警察など関係機関・団体を個別訪問し、最近の不正軽油に関する報告及び情報交換を行った。

また、不正軽油関係施設への立入調査・継続監視、販売店の試料抜取調査、 大口需要家の抜取調査等を行った。

さらに、<u>不正軽油 110 番</u>を県民の皆様からの情報提供の受け皿とし、調査に活用した。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果 令和2年8月末現在、18,726,241円の更正・決定等を実施した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

:必要性が高い :必要性が低い

(評価)

近年の取締りの強化にもかかわらず、不正軽油の流通は後を絶 たず、今後とも調査を強化し、悪質な事案に対しては告発を含め た断固たる態度で臨む必要がある。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

調査を強化した結果、組織が整備された平成 15 年度以降、調査 を含めた更正・決定等の額が年平均で28,778千円となっている。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

:効率化は図られている :向上の余地がある

(評価)

近年においては、調査の効率化を進めるなかで分析委託検体を 厳選している。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

取締りの強化にかかわらず、不正軽油の流通は後を絶たず、今後とも調査 を強化し、悪質な事案に対しては告発を含めた断固たる態度で臨む必要があ る。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今 後どのように取り組むのか

引き続き、不正軽油に関係する事業者の調査を進めるとともに、内部研修 等により職員のスキルアップを図っていく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| 組み合わせ予定のイベント又 | |
|---------------|-------|
| は事業名及び所管課 | まました。 |
| 組み合わせて実施する理由や | |
| 期待する効果 など | |